

5月15日から、県内の施設については、感染症対策をしっかりと行うことを条件に、利用の制限が解除されました。
 ただし、次の施設には、引き続き休業をお願いしています。

区分	対象施設
運動、遊技施設	スポーツクラブなどの運動施設
遊興施設 など	キャバレー、ナイトクラブ、スナック、バー、ダーツバー、パブ など カラオケボックス・カラオケ喫茶、ライブハウス 風俗などに関する営業